

平成30年度

京都市予算編成に対する要望書

平成29年11月

公明党京都市会議員団

平成29年11月24日

京都市長
門川大作様

公明党京都市会議員団
団長 曾我修

平成30年度予算編成に対する要望

公明党は先の衆議院議員選挙において「教育負担の軽減へ」とのテーマを掲げ、「全世代型社会保障」の構築に対する多くの国民の期待を受け止めたところではあります。

京都市においては、子育て世代や高齢者などへのきめ細やかな支援、中小企業、伝統産業、農林業の下支えなどに加え、文化庁の本格移転の決定や観光振興による活性化など、市民生活を守り都市格を向上させる施策を着実に進めてこられました。一方、近年多発する豪雨災害対策、違法民泊への対応、働き方改革など新たな課題とともに、市立芸術大学移転など将来を見据えたまちづくりにも市民目線での確かな対応が求められています。

公明党京都市会議員団は、上記の期待や課題、テーマに向き合い、すべての市民に安心と希望がゆきわたる京都市政を推進するために、平成30年度京都市予算編成にあたり、全218項目（重点項目として58項目）を要望として提出します。

引き続き厳しき財政状況のもとでの来年度予算編成となると考えられます。事業の在り方をゼロベースで検討し、市民お一人おひとりの視点からの予算編成が強く求められます。市長におかれましては、私どもの予算要望を真摯に受け止められ、30年度予算に反映されることを要望します。

重点要望項目（58項目）

◎防災危機管理・安心安全	（5項目）	2
◎行政運営・財政改革	（7項目）	2
◎産業・観光	（4項目）	3
◎環境・エネルギー	（4項目）	4
◎文化芸術・市民生活	（7項目）	5
◎福祉・子育て・教育	（16項目）	6
◎まちづくり	（8項目）	8
◎交通・上下水道	（7項目）	9

局別要望項目（218項目）

○環境政策局	（15項目）	12
○行財政局	（16項目）	15
○総合企画局	（17項目）	18
○文化市民局	（19項目）	21
○産業観光局	（19項目）	24
○保健福祉局	（25項目）	27
○子ども若者はぐくみ局	（10項目）	31
○都市計画局	（13項目）	33
○建設局	（13項目）	35
○消防局	（12項目）	37
○交通局	（16項目）	39
○上下水道局	（14項目）	42
○教育委員会	（28項目）	44
○選挙管理委員会事務局	（1項目）	48

重点要望項目

防災危機管理・安心安全

1. 「京都市第2次防災総点検委員会」及び「京都市国土強靱化地域計画策定委員会」の設置を踏まえ、東日本大震災から6年が経過し、また、昨年4月の熊本地震等の発生を受け、地震災害対策、原子力災害対策のこれまでの課題に加え、新たに取り組むべき課題を追加することにより、更なる防災対策の充実を図ること。
2. 近年の台風や記録的集中豪雨における大雨洪水被害や土砂災害の課題を踏まえ、
 - ① 災害時における、行方不明者の氏名の公表のルール化など、あらゆる事態を想定し、あらかじめ、きめ細かく検討し、市民への周知徹底を図ること。
 - ② 避難所運営については、いざという時に役立つようHUGなど、より実効性のある訓練を実施していくこと。
 - ③ 自主防災会の防災行動マニュアルについては、災害種別ごと（地震、水災害、土砂災害）にタイムラインの概念を取り入れ、いつ、誰がどこにどのルートで避難するのかといった具体的な行動について、実効性ある防災訓練を行うこと。
3. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり推進行動計画」に基づいた取組を着実に推進すること。また、河川のしゅんせつ、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り市民の安心安全対策に取り組むこと。
4. 救急搬送が増加の一途をたどっている中、救急車の適正な利用がなされるよう、市民が相談できる、「救急安心センター事業（#7119）」の導入に向け、検討を行うこと。
5. 年代に応じた防災指導カリキュラムの本格実施に向けて幼少期からの防災教育に着実に取り組むこと。

行政運営・財政改革

6. 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努めるとともに、臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。
7. 「ロックフェラー財団の100のレジリエント・シティ」選定を踏まえ、国内外に範を示す京都の特性を活かした「レジリエント・シティ戦略」を早期に策定し、体制についても整備を図ること。

8. 宿泊税については、税の公平性の観点からも違法民泊への徴収強化に、もれなく取り組むこと。あわせて、実施事業における透明性を確保すること。
9. 入札による事業者選定に当たっては、WTO案件であったとしても、契約の目的物に応じて、価格のみならず、事業者の施行能力等をしっかりと踏まえた最適な選択とすること。
10. 京都市版地方創生推進として策定された「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の柱である“みんなごと”のまちづくり推進事業を着実に進めること。市民協働の「まちづくり・お宝バンク」の取組提案については、255件60%が実現されたところである。今後とも実情を踏まえその実現や市政への反映の結果がしっかりとできるよう強力にサポートしていくこと。
11. 文化庁の京都への本格的な移転に向けて、オール京都で受入体制の整備を図るとともに、文化庁の機能強化と新たな文化行政の推進のために京都市としても積極的な役割を果たすこと。
12. 大型汎用コンピューターのオープン化事業についてはこれまでの経過取組を十分に検証し全庁挙げての確実な事業の進捗を図ること。

産業・観光

13. 「京都市産業戦略ビジョン」に則り、
 - ① グリーンイノベーション・ライフイノベーション事業及びコンテンツ産業をさらに戦略的に推進すること。
 - ② 産業の高付加価値化、若者が活躍できるビジネス環境、働きやすい職場環境や雇用の質の向上などの事業や雇用の課題克服へ引き続き産業界、大学等と連携して取り組むこと。
 - ③ ものづくりベンチャー企業支援戦略拠点を中心に、国内外のIoT関連ベンチャー企業と地元中小企業とのマッチングでものづくり産業の活性化を図ること。
 - ④ 産業振興に関して、本市として専門性の高い人材の育成・活用にさらに取り組むこと。
14. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。同時に雇用実態調査を踏まえた正規雇用化の促進やブラック企業・ブラックバイト根絶の取組を進めること。

15. 住宅宿泊事業法施行を踏まえ、京都市上質宿泊施設誘致制度に基づき地域や市民生活との調和を前提の活性化に資するよう、多様な地域で上質な宿泊施設誘致に努めること。
16. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズの招致を好機と捉え「京都観光振興計画 2020」に基づき、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策のさらなる多角的な推進を図ること。

環境・エネルギー

17. 温室効果ガス削減の実現に向けては、京都議定書誕生の舞台となった京都において開催される「地球環境京都会議」等、あらゆる機会を通じて、都市間連携強化を図るためのリーダーシップを積極的に担うとともに、都市の責任と役割など今後の地球環境政策のあるべき方向性を示した「京都宣言」（仮称）を広く世界に発信していくこと。
18. 国の「バイオマス産業都市」として選定されたことを踏まえ、「京都市バイオマス活用推進計画」に基づいて、バイオマスの有効活用を図る取組を一層加速させるとともに、「京都市バイオマス産業都市構想」として示される「都市油田発掘」をはじめとする各種プロジェクト事業を着実に推進すること。
19. 「商慣習の見直しに関する調査・社会実験」等の検証結果を踏まえ、市民・事業者・行政が連携した食品ロス削減に向けた仕組みを構築するとともに、食品ロス削減目標達成に向け、食べ残しゼロ推進店舗の拡大等、食品ロス対策に本格的に取り組むこと。全国をリードする本市として、全国 303 自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の会議が京都市で開催されるよう積極的に取り組むこと。
20. 「しまつのこころ条例」と「新・京都市ごみ半減プラン」（32 年度：39 万トン）の趣旨を踏まえ、家庭系ごみの減量をさらに推進すること。そのために、有料指定袋の使用実態の検討も含めて市民、家庭の取組が評価、実感できるアプリの活用を促進すること。

文化芸術・市民生活

21. 「京都文化芸術都市創生計画」に基づき、文化を基軸とした施策を融合しつつ「京都文化芸術プログラム 2020+」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。
22. 京都市美術館再整備事業については、再整備後の新たな美術館が、海外企画展の充実など、市民をはじめ多くの利用者が美術に親しめる場所となるよう取り組むこと。
23. 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
24. 地域住民の基幹施設である区役所の在り方については、「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」に基づき、京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。あわせて、各区の計画への事業評価制度を導入すること。
25. マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける各種証明書交付を着実に推進するとともに、カード交付率向上対策を進めること。
26. 生涯スポーツの世界大会「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の成功に向け、市民への広報周知に努めること。また市民ぐるみで開催の機運を高めること。
27. 自転車の安全対策については、世代に応じた実効性ある啓発活動に努め、地域と一体となった利用マナー・ルールの周知徹底を強化すること。また、機械式地下駐輪場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境を拡充するなど、「京都・新自転車計画」を着実に推進すること。さらに、京都市自転車安心安全条例に基づく保険加入の義務化については、市民の十分な理解を得て加入が促進されるよう取り組むこと。

福祉・子育て・教育

28. 障がいのある方が、地域で安心して暮らしていけるよう「障がい者 24 時間相談体制構築モデル支援事業」のモデル実施を踏まえ、より利用しやすい事業となるよう検討し全市へ拡大を図ること。
29. がん検診事業については、保険医療システムを活用した受診勧奨の効果を検証し、更なる受診率向上につながる取組を推進すること。
30. 平成 29 年度見直し予定の京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）に基づき、関係機関と協議し、歯周病や口腔がん対策など歯科口腔保健施策の充実を図ること。あわせて、計画の実効性を確保するための条例についても検討すること。
31. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・家族への支援などに取り組むとともに、認知症徘徊高齢者の対応に係る取組を充実させるなど、認知症総合支援事業を強力に推進すること。また、若年性認知症に対する取組を充実させること。
32. 敬老乗車証制度については、市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。それにあたっては、低所得者への配慮とともに、地域による不公平感を軽減できるよう民営バスの適用範囲の拡大等に十分留意すること。
33. 「民泊」については、違法民泊根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、旅館業法によるものと住宅宿泊事業法によるものとを問わず、地域と調和したものになるよう、他局及び関係機関と連携し取り組むこと。また、施設の指導、許可等を担う組織体制の強化を図ること。
34. ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」が主軸となり、困難を抱える子ども・若者の施策に横断的に対応するとともに、NPO等の関係機関と積極的に連携し、本人支援、家族支援にきめ細かく取り組んでいくこと。
35. 子育てに関する相談をワンストップで受け付け、適切なサービスを案内する「子育て支援コンシェルジュ」の育成強化を図ることにより、さらに質の高いサービスを提供すること。また、地域と行政が一体となって取り組む事業を通じて「はぐくみ文化」の発信を推進すること。

36. 児童虐待対策については、児童相談所・第二児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
- ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、家庭的擁護の推進、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
 - ③ 「児童虐待を絶対に許さない」という機運の醸成に向けて、「児童虐待防止条例(仮称)」を早期に制定すること。
37. 子どもや若者に関わる地域団体やNPO、ボランティア等とも連携・協働して、「子どもの貧困対策」を推進すること。いわゆる「子ども食堂」や「学習支援」をはじめ、地域で実施されている子どもや若者の居場所づくりを支援すること。
38. 「子ども若者はぐくみ局」の創設を契機として、真に子どもと若者のためになるよう、就学前施設と小学校の連携を推進すること。
39. 「教員の働き方改革」に具体的に取り組み、教職員が子どもたちと十分に向き合う時間を確保するために、「校務支援システム」の充実に図り、事務負担軽減や報告事項の在り方の検討を行うこと。専門職員や専門スタッフ等が、学校運営と教育活動により参画する「チーム学校」の実現を視野に入れ、国と連携し学校及び教職員の適正業務の環境整備を進めること。
40. 「子ども等の貧困対策実施計画」の策定を踏まえ、経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることのないよう、全ての子どもに基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るための学習支援体制「未来スタディ・サポート教室事業」等の質の向上を図ること。また、就学援助制度の充実や保護者負担の軽減に向けた施策を検討すること。
41. 小学校で平成32年度から、中学校で33年度から全面实施される新学習指導要領を見据え、アクティブラーニングの視点からの本市の特性を活かした指導法の研究を進めるとともに、小学校5・6年生での英語の教科化や「プログラミング教育」など時代の進化に合わせた取組を充実させること。
42. いじめ根絶に向けた取組については、「京都市いじめの防止等に関する条例」の下、「いじめの防止等取組指針」に基づき、学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関で構成する「子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」において、情報の共有を図り、いじめ防止に強力に取り組むこと。

43. 学校給食において和食を積極的に取入れ、地産地消、京の伝統文化の実践的学びの機会を図るとともに食育の充実に努めること。また、11校で試行導入しているスチームコンベクションオープンの全校整備を計画的に推進すること。

まちづくり

44. 京都駅西部エリアの活性化については、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づき、エリア全体の活性化に向け、平成31年開業予定の新駅設置及び第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取組をこの度決定した、にぎわい事業者も含め「京都市西部エリアまちづくり協議会」を中心に具体的に進めること。
45. 空き家対策については、「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」及び「京都市空き家等対策計画」に基づき、空き家の利活用と適正管理に関して具体的施策を講じるとともに、民間の力を活用し実効性ある取組を行うこと。
46. 京町家については、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく計画を策定し、あらゆる主体が京町家の保全・再生・活用を促進していく仕組みをさらに構築していくこと。
47. 南部高度集積地区（らくなん進都）については、京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに、新たな産業用地の創出に向けた調査を踏まえ、「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力に推進すること。
48. 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づく駅のバリアフリー化整備が進められているが、西大路駅をはじめとする重点整備地区内の駅のバリアフリー化整備を着実に進めること。また、全国的にホームにおける視覚障害者の転落事故が発生している状況を踏まえ、転落防止対策を鉄道事業者及び関係機関と連携し、積極的に推進すること。
49. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数の確保に努めた上で、単身者戸数の拡大と公募回数の改善にさらに取り組むこと。また、子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅の戸数を増やすなど、公営住宅の活性化を図ること。
50. 防災・減災の視点に立ち、市民の命と財産を守るため、これまで整備してきた道路や橋梁、公園などの社会インフラについては、公共施設マネジメント基本計画に基づき、長寿命化に取り組むとともに、適切な維持管理を積極的に推進すること。

51. 通学路及び細街路を含む生活道路の維持補修については、「みつけ隊」を活用し、市民協働・共汗型の仕組みを積極的に運用するとともに、さらに予算を増額し、市民の安心安全をしっかりと守ること。

交通・上下水道

52. 平成 28 年度からの「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」を踏まえ、地下鉄経営健全化団体からの 30 年度脱却を図ること。また、市バス事業の黒字を活用し、市バス・地下鉄両事業がともに支え合い安定した経営基盤を確立するためのスキームを確立すること。
53. 平成 31 年度までに「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人」の新目標を達成するため、「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人推進本部」を中心に、民間と行政の共汗の取組を進めること。
54. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任を持って指導監督すること。
55. 烏丸線における可動式ホーム柵の設置については、新車両整備計画策定に着手していくとともに、補助制度の抜本的な拡充と安全かつ低コストで整備可能なホーム柵の技術開発の促進を引き続き国に強く求めていくこと。
56. 東京オリンピック・パラリンピック開催による入浴客の増加も見据え、多言語による案内や職員の接遇向上の取組を推進するなど、誰もが利用しやすい市バス・地下鉄に向け戦略的に取り組むこと。特に混雑解消策や車内マナー啓発などを強力に進めること。
57. 今後の水道事業及び公共下水道事業の課題と事業の在り方を見据えて策定される、新たな経営ビジョン（2018ー2027）及びそれに基づく実施計画を着実に推進するとともに、50 年後、100 年後を見据えた経営を行い、将来にわたって“京の水“を支え続けること。

58. 今後の老朽配水管の更新は上下水道事業の大きな課題である。財源の確保に当たっては、市民が負担する水道料金のみではなく、財政支援を国に対して強く要望すること。

局別要望項目

環境政策局

重点項目

1. 温室効果ガス削減の実現に向けては、京都議定書誕生の舞台となった京都において開催される「地球環境京都会議」等、あらゆる機会を通じて、都市間連携強化を図るためのリーダーシップを積極的に担うとともに、都市の責任と役割など今後の地球環境政策のあるべき方向性を示した「京都宣言」（仮称）を広く世界に発信していくこと。
2. 時代とともに進化する国のエネルギー政策の動向を注視しながら、「京都市エネルギー政策推進のための戦略」、「地球温暖化対策計画」を強力に推進し、「低炭素型まちづくり」を着実に構築していくこと。
3. 「DO YOU KYOTO? クレジット制度」の採用メリットを活かし、特に地域・市民団体などに制度利用の周知・普及に努めるとともに、企業のカーボンオフセットの活性化を図り、排出削減を促進すること。
4. 「DO YOU KYOTO?」（環境にいいことしていますか？）を合言葉に、家庭における省エネ活動の実践として、引き続き幼児期からの環境教育・学習の積極的な推進と、環境家計簿など身近な草の根の実践が可能となる施策の促進を図ること。また、家庭の取組から地域ぐるみの活動へと発展するよう区役所と連携し取組の推進を図ること。
5. 水素エネルギーの普及・拡大に向けて発展的に見直された「水素エネルギー普及促進事業」については、市民・事業者に対してきめ細かく周知啓発に努めること。
6. 市内 222 学区全ての「エコ学区」構築を実現した。今後は、「エコ学区」ステップアップ事業の充実をはじめ、地域での自主的なエコ活動の発展に向けた支援を継続し強化すること。
7. 官民の連携を強化し、住宅用太陽光発電及び太陽熱利用の普及促進とともに家庭用蓄電設備のより一層の普及に努めること。また、エネルギー自立を柱とする地域発展戦略を展開していくためにも、地域での再生可能エネルギー創出などの活動を強化すること。

重点項目

8. 国の「バイオマス産業都市」として選定されたことを踏まえ、「京都市バイオマス活用推進計画」に基づいて、バイオマスの有効活用を図る取組を一層加速させるとともに、「京都市バイオマス産業都市構想」として示される「都市油田発掘」をはじめとする各種プロジェクト事業を着実に推進すること。
9. 自然環境とくらしを気遣う環境の保全については、「京都市生物多様性プラン」に基づき、京都の優れた自然環境を後世に伝えていくためにも、京都の地域特性を考慮し、市民や事業者が連携して生物多様性の保全に向けた取組を進めることができるよう尽力すること。

重点項目

10. 「商慣習の見直しに関する調査・社会実験」等の検証結果を踏まえ、市民・事業者・行政が連携した食品ロス削減に向けた仕組みを構築するとともに、食品ロス削減目標達成に向け、食べ残しゼロ推進店舗の拡大等、食品ロス対策に本格的に取り組むこと。全国をリードする本市として、全国 303 自治体で構成する「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」の会議が京都市で開催されるよう積極的に取り組むこと。
11. 地域におけるごみ減量・資源回収の推進を図ること。そのため、市民、事業者への啓発を強化し、リサイクル推進の機運を高めること。特に、携帯電話機器等に含まれるレアメタルのリサイクル、ごみの 30% を占める紙ごみにおける雑がみリサイクルについては、より一層の広報周知とともにコミュニティ回収の拠点整備の拡大や、これまで十分に浸透していなかった賃貸マンション等の管理会社への働きかけを進め、全市展開の取組の強化を図ること。

重点項目

12. 「しまつのこころ条例」と「新・京都市ごみ半減プラン」(32 年度 : 39 万トン) の趣旨を踏まえ、家庭系ごみの減量をさらに推進すること。そのために、有料指定袋の使用実態の検討も含めて市民、家庭の取組が評価、実感できるアプリの活用を促進すること。
13. 「ごみ収集処理業務の更なる改革策」に則り、家庭ごみ午前収集を定着させるとともに民間委託化の推進や地域との連携に基づく、総合的な環境行政の展開を図ること。あわせて、エコまちステーションを中心に市民サービスの徹底に努めること。

14. ごみの減量・再資源化等の推進により、3 クリーンセンター工場体制を安定的に維持すること。また、南部クリーンセンター第二工場の整備に当たっては、平成 31 年度の稼働に向け、進行管理を徹底するとともに、京都市会海外行政調査団の提言も十分に取り入れ、世界最先端の環境技術に触れ地球環境やエネルギーなどの環境問題について、学べる環境学習の拠点となるよう整備を進めること。
15. 益々進展する高齢社会に対応するため「ごみ出し支援制度」に本格的に取り組む環境省と緊密な連携の下、先進的に事業化を進めてきた京都市の「まごころ収集」の利点を活かし更なる事業拡充に取り組むこと。

行財政局

重点項目

16. 「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画に基づき、徹底した行財政改革を行い、公債償還基金の取崩しなどの特別の財源対策に頼らない財政健全化に努めるとともに、臨時財政対策債については、廃止を強く国に求めること。
17. 市庁舎整備については、「市庁舎整備に関する提言」を基にした基本構想・基本計画を踏まえ、耐震のみならず市民に開かれた庁舎となるべく、市会と連携しながら着実に推進すること。あわせて、建設コストについては慎重に対応し適正化を図ること。
18. 「京都市公共施設マネジメント基本計画」に基づき、公共施設の効率的かつ効果的な維持管理による長寿命化や施設保有量の最適化を図ること。また、「庁舎施設マネジメント計画」に基づき、効果的に事業の執行を図ること。
19. 公有財産の有効活用については、「はばたけ未来へ！ 京プラン」の実施計画を踏まえ、「資産有効活用市民等提案制度」などを有効に活用し、資産の売却のみでなく効果的な活用となるようさらに取り組むこと。
20. 学校の跡地活用については、「学校跡地活用の今後の進め方の方針」に基づき、「市民提案制度」や「事業者登録制度」を活用するとともに、歴史的背景など十分に吟味し、地域や市全体の活性化、地域住民の理解を得た取組を進めること。
21. 「京都市職員コンプライアンス推進指針」に基づき、「公務員倫理」を外郭団体も含む全職員の共通認識とし、「不祥事を起こさない、起こさせない組織文化」を構築すること。
22. 「京都市職員力・組織力向上プラン 2nd ステージ」に基づき、本市における「働き方改革」を推進すること。あわせて、地域主権時代に対応できる新たな人材育成に努め、市民の信頼に応えられる、多様な人材を活用できる制度改革に取り組むこと。
23. 民間企業をリードするためにも本市として、女性の力を存分に発揮できる職場環境を構築する取組を推進し、「女性活躍推進法」における 2020 年までに女性の採用率や管理職の登用率の数値目標を設定し、達成を目指すこと。

重点項目

24. 「京都市第2次防災総点検委員会」及び「京都市国土強靱化地域計画策定委員会」の設置を踏まえ、東日本大震災から6年が経過し、また、昨年4月の熊本地震等の発生を受け、地震災害対策、原子力災害対策のこれまでの課題に加え、新たに取り組むべき課題を追加することにより、更なる防災対策の充実を図ること。

重点項目

25. 近年の台風や記録的集中豪雨における大雨洪水被害や土砂災害の課題を踏まえ、
- ① 災害時における、行方不明者の氏名の公表のルール化など、あらゆる事態を想定し、あらかじめ、きめ細かく検討し、市民への周知徹底を図ること。
 - ② 避難所運営については、いざという時に役立つようHUGなど、より実効性のある訓練を実施していくこと。
 - ③ 自主防災会の防災行動マニュアルについては、災害種別ごと（地震、水災害、土砂災害）にタイムラインの概念を取り入れ、いつ、誰がどこにどのルートで避難するのかといった具体的な行動について、実効性ある防災訓練を行うこと。

重点項目

26. 「ロックフェラー財団の100のレジリエント・シティ」選定を踏まえ、国内外に範を示す京都の特性を活かした「レジリエント・シティ戦略」を早期に策定し、体制についても整備を図ること。
27. 現行の業務継続計画に加え、水害対策編の業務継続計画を策定すること。あわせて、局別・現場別の具体的かつ、明確な計画を策定するとともに、被災された市民への柔軟な対応ができる体制整備を構築すること。

重点項目

28. 宿泊税については、税の公平性の観点からも違法民泊への徴収強化に、もれなく取り組むこと。あわせて、実施事業における透明性を確保すること。
29. 指定管理者制度の運用に当たっては、「運用基本指針」に基づき、選定の透明性と公平性が確保されるよう引き続き改革に取り組むこと。また、公共サービスの向上に努めること。

重点項目

30. 入札による事業者選定に当たっては、WTO案件であったとしても、契約の目的物に応じて、価格のみならず、事業者の施行能力等をしっかりと踏まえた最適な選択とすること。

31. 国と連携をはかりマイナンバーカードの普及及び利便性向上に努めること。

総合企画局

重点項目

32. 京都市版地方創生推進として策定された「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の柱である“みんなごと”のまちづくり推進事業を着実に進めること。市民協働の「まちづくり・お宝バンク」の取組提案については、255件60%が実現されたところである。今後とも実情を踏まえその実現や市政への反映の結果がしっかりとできるよう強力にサポートしていくこと。
33. 「国家戦略としての京都創生」の実現に向け、国への働きかけを強化するとともに、国内外に向けて京都創生の機運醸成を図ること。また、市民に京都創生について広く知っていただき理解が深まるよう取り組むこと。

重点項目

34. 文化庁の京都への本格的な移転に向けて、オール京都で受入体制の整備を図るとともに、文化庁の機能強化と新たな文化行政の推進のために京都市としても積極的な役割を果たすこと。
35. 「京プラン実施計画 第2ステージ」の個別実施計画及び各種分野別計画について、各局が毎年の取組を検証、情報公開し、高度人材交流など5つの未着手プランの着実な推進を図ること。

重点項目

36. 大型汎用コンピューターのオープン化事業についてはこれまでの経過取組を十分に検証し全庁挙げての確実な事業の進捗を図ること。
37. 政策評価制度については、市民に分かりやすい評価尺度の設定にさらに努めるとともに、その結果を「京プラン実施計画 第2ステージ」の重点戦略評価にさらに活用し、市民満足度の向上に資する政策へ反映させるよう努めること。
38. 京都らしい文化・観光拠点として京都活性化に資する「京都岡崎」の実現を目指す「岡崎地域活性化ビジョン」を、官民連携のエリアマネジメント組織である「京都岡崎魅力づくり推進協議会」を中心に取組が市民へ定着するよう努めること。

39. 明治 150 年を迎える平成 30 年は京都市にとり大きな節目となる。「明治 150 年・京都の奇跡プロジェクト」の着実な推進を図るとともに、一過性に終わらせることなく、次代へ繋ぐこと。

重点項目

40. 京都駅西部エリアの活性化については、「京都駅西部エリア活性化将来構想」に基づき、エリア全体の活性化に向け、平成 31 年開業予定の新駅設置及び第一市場の整備と連動した回遊性を重視した取組をこの度決定した、にぎわい事業者も含め「京都市西部エリアまちづくり協議会」を中心に具体的に進めること。
41. 京都市立芸術大学の移転を中心とする京都駅東部エリア及び京都駅東南部エリアの整備については、文化芸術都市・京都の新たなシンボルゾーンを創生するとともに、地域の活性化につながるものとする。
42. リニア中央新幹線の京都駅ルートの実現に向けた取組をより一層、積極的に推進すること。あわせて、北陸新幹線の日も早い開業に向けて国への働きかけを強化すること。
43. 東部クリーンセンター跡地活用については、地元の要望や意見を積極的に聴くこと。
44. 市内大学等と連携した京都から海外への留学生増大事業を着実に推進すること。
45. 「まち・ひと・しごと・こころ京都創生」総合戦略の目標である平成 32 年度までの 15,000 人の受入留学生達成に向け、「留学生就職・マッチング事業」などの着実な進捗を図り、戦略的に施策を引き続き展開すること。
46. 地域や企業と大学・学生とが連携した取組への支援、大学の知を生かした市政に資する研究事業など「大学のまち京都・学生のまち京都」に相応しい施策の実施結果を踏まえ、地域活性化や市民サービスの向上として市民へ還元する取組を進めること。
47. 情報化社会の急速な進展と市民ニーズの変化に対応する広報広聴となるよう、ホームページの戦略的運用や、京都市公式アプリ「Hello KYOTO」の充実、みつけ隊や SNS 等を活用した市民協働型の情報交換など、情報を生かした広報広聴力の強化に努めること。

48. 「京都市高度情報化推進のための基本方針」及び「京都市オープンデータ推進ガイドライン」に基づき、全庁的なオープンデータの利活用によって、市民サービスの向上、地域情報化の推進、市役所業務の効率化を積極的に推進すること。また企業、市民等の利用者側のニーズ把握に努め、利用価値を高める事。あわせて、ビッグデータの活用について研究検討を進めること。

文化市民局

重点項目

49. 「京都文化芸術都市創生計画」に基づき、文化を基軸とした施策を融合しつつ「京都文化芸術プログラム 2020+」を着実に実行し、日本の文化の真髄である京都の文化や奥深いまちの魅力を世界に発信していくこと。

重点項目

50. 京都市美術館再整備事業については、再整備後の新たな美術館が、海外企画展の充実など、市民をはじめ多くの利用者が美術に親しめる場所となるよう取り組むこと。
51. 埋蔵文化財の発掘調査と公開を一層推進すること。また、発掘調査や保存体制の充実強化を図る上では国からの支援を積極的に要望していくこと。
52. 「みやこ文化財愛護委員」や「文化財マネージャー」の活躍する場を拡大するとともに、多くの市民が文化財保護活動に参加できる仕組みづくりに取り組むこと。
53. 「京都をつなぐ無形文化遺産制度」については、これまでの成果を踏まえて今後の事業の在り方を検討し、京都に伝わる様々な無形文化遺産を次代に継承する取組を継続していくこと。

重点項目

54. 「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画に基づき、仕事と家庭、地域貢献が調和できる「真のワーク・ライフ・バランス」を具体的に推進するとともに市民に理解を得る活動を行うこと。特に中小企業に対する支援充実を図ること。また、国や京都府、民間事業者等と協調し、全ての人がそれぞれのライフスタイルにあった生き方が選択できる社会の実現に向け、具体的施策を進めること。
55. 京都市動物園については“命の大切さ”や環境問題など「楽しく学べる動物園」として、引き続き幅広い市民に親しまれるよう取り組むこと。
56. 二条城の価値を活かし未来を創造する会が発表した提案を踏まえ、国宝・世界遺産の価値を活かし、日本文化への理解を深め、京都の魅力を発信する施策を充実すること。

重点項目

57. 地域住民の基幹施設である区役所の在り方については、「共汗で進める 新たな区政創生～京都市における区政の在り方について～」に基づき、京都ならではの地域力を生かした政策立案機能を強化し、区民提案・共汗型まちづくり支援事業などを通して地域に密着した事業推進を図ること。あわせて、各区の計画への事業評価制度を導入すること。
58. 「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」の主旨を活かし、各種団体との連携を一層強化し、地域コミュニティ活性化を積極的に推進すること。
59. 「京都市過疎地域自立促進計画」について、地元住民の意向も踏まえ着実に取り組むこと。

重点項目

60. マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストアにおける各種証明書交付を着実に推進するとともに、カード交付率向上対策を進めること。
61. 区役所・支所における窓口サービスの調査を踏まえ、夜間対応や24時間対応などのいまの市民の要望に応え、市民サービスを一層向上するための取組みを進めること。
62. サル、クマ、イノシシ、シカ等といった住宅街の有害鳥獣被害については、専門機関や近隣市町村、地元住民の協力と理解を得て実効性のある対策を講じること。また、特定外来生物についても市民の安心・安全を守る視点で情報発信や対策に努めること。
63. 「京都市交通安全基本条例」に基づく理念や施策を広報周知し、特に児童・幼児・高齢者・観光客等が交通事故に遭わないため安全対策を推進すること。また、危険な運転の根絶や交通マナー向上など重大事故を防止する取組を京都府警等の関係機関との連携強化を図り推進すること。
64. 「世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動」については、各区版運動プログラムに基づき各関係機関と連携を図り、誰もが安心安全に暮らし、観光できるまちづくりに取り組むこと。

65. 「京都市人権文化推進計画」を踏まえ、子どもや高齢者、女性や男性やLGBT、障がいの有無、国籍や民族、生まれや生い立ちに関係なく、一人一人が人権の大切さを認識し、豊かな人間関係が育まれる社会を目指すこと。また、国で法制化された「ヘイトスピーチ対策法」、「部落差別解消法」の主旨に基づき、具体的な施策を進めること。
66. 「スポーツの絆が生きるまち推進プラン京都市市民スポーツ振興計画」に基づき、市民スポーツの一層の推進に努めるとともに、京都市のスポーツ施設について市民が安心して便利に利用できる施設管理・運営を行うこと。

重点項目

67. 生涯スポーツの世界大会「関西ワールドマスターズゲームズ 2021」の成功に向け、市民への広報周知に努めること。また市民ぐるみで開催の機運を高めること。

産業観光局

重点項目

68. 「京都市産業戦略ビジョン」に則り、
- ① グリーンイノベーション・ライフイノベーション事業及びコンテンツ産業をさらに戦略的に推進すること。
 - ② 産業の高付加価値化、若者が活躍できるビジネス環境、働きやすい職場環境や雇用の質の向上などの事業や雇用の課題克服へ引き続き産業界、大学等と連携して取り組むこと。
 - ③ ものづくりベンチャー企業支援戦略拠点を中心に、国内外のIoT関連ベンチャー企業と地元中小企業とのマッチングでものづくり産業の活性化を図ること。
 - ④ 産業振興に関して、本市として専門性の高い人材の育成・活用にさらに取り組むこと。
69. 桂イノベーションパークや産業技術研究所及び京都市成長産業創造センターなどの産学公連携の産業支援拠点が、それぞれの強みを活かして連携し、その能力を十分に活用した京都の産業振興策を進めること。
70. 「京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター構想」に基づき、引き続き、京都独自のソーシャルビジネス支援を着実に推進すること。
71. 「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」に基づき、国内外の販路拡大、産業技術研究所と連携した新たな用途や商品開発など、伝統産業の活性化に積極的に取り組むこと。
72. 「京都市商店街の振興に関する条例」に基づき、事業者や消費者など地域の声を聴き、各々の商店街の実態に即した振興策を講ずること。
73. 京都経済の活性化において重要な中小企業への支援策を強化するため、「京都市中小企業振興条例（仮称）」を制定すること。
74. 中小企業金融支援について、金融機関、保証協会とも十分な連携をとり、経済状況の変化に即応できる中小企業支援の体制をとること。

重点項目

75. オール京都市での総合的な雇用創出方針を定め、京都市における雇用創出の機会を充実させること。同時に雇用実態調査を踏まえた正規雇用化の促進やブラック企業・ブラックバイト根絶の取組を進めること。

重点項目

76. 住宅宿泊事業法施行を踏まえ、京都市上質宿泊施設誘致制度に基づき地域や市民生活との調和を前提の活性化に資するよう、多様な地域で上質な宿泊施設誘致に努めること。
77. 「京都観光振興計画 2020」に掲げる観光消費額 1 兆円の 4 年前倒しでの達成を受け、今後経済の市内循環に取り組み、経済波及効果が市内に行き渡り市民に実感できるよう努めること。

重点項目

78. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズの招致を好機と捉え「京都観光振興計画 2020」に基づき、スポーツツーリズム、ユニバーサルツーリズムの推進など京都ならではのきめ細かな観光振興策と人材育成の施策のさらなる多角的な推進を図ること。
79. 観光客急増による観光バスの路上駐車、宿泊環境の変化、外国人観光客のマナーなど、新たな課題の解決に、地域との調和を図る視点を持ち、全庁体制で取り組むこと。
80. 明年の国立京都国際会館新ホール竣工を機に、「MICE 戦略」の更なる周知徹底と受入環境の整備を図り、ラグジュアリー層への取組など新たな京都ファン獲得に努めること。
81. スマートシティ京都研究会を中核とし、エネルギーの自立に向けた京都の地域特性を生かした創エネ、省エネシステムを創り出していくこと。
82. 「京都市農林行政基本方針」のセカンドステージに当たり、農林業の担い手を確保するとともに、産業として成り立つよう育成を図ること。また、スマート農業などの新たな視点での農林業育成の研究・検討や森林税を活用した森林の保全再生を進め、京都市の農林業の一層の振興を図ること。

83. イノシシ・シカ・サル・クマ等、深刻な状況にある農作物の有害鳥獣被害について、「京都市鳥獣被害防止計画」に基づき、より強力に被害防止に努めること。また、狩猟者の育成などに取り組むこと。
84. 「京都 京北未来かがやきビジョン」をはじめ、北部山間地域における農林業の担い手や雇用機会の確保に努め、地域資源を積極的に活用した取組を進めること。
85. 「第一市場マスタープラン」に基づき、食文化の拠点機能を一層充実させ、取扱量の目標達成に努めるとともに、消費者への安全、安心な食料品の供給に努めること。また、京都駅西部エリアの活性化に寄与する視点を持ち、今後の市場の発展策を検討すること。さらに、「京都市中央市場施設整備基本計画」に基づく施設整備に当たっては、市場関係者の意見を十分に反映しながら進めること。
86. 第二市場「京（みやこ）ミートマーケット」マスタープランに基づき、安全・安心・良質な食肉の提供、牛肉の海外輸出にも対応できる品質・衛生管理、環境への配慮をコンセプトとした基盤整備を着実に進めること。

保健福祉局

重点項目

87. 障がいのある方が、地域で安心して暮らしていけるよう「障がい者 24 時間相談体制構築モデル支援事業」のモデル実施を踏まえ、より利用しやすい事業となるよう検討し全市へ拡大を図ること。
88. 障害者差別解消法の施行を踏まえ、手話言語条例に基づく手話の普及や、「ヒアリンググループ」、「要約筆記」、「知的障がいのある方へのわかりやすい情報提供」等、障がいのある方に対する情報保障やコミュニケーション支援を充実させるとともに、全ての人が個人として尊重され、安心して安全な生活を営むことができるよう各種施策を推進すること。
89. 「支えあうまち・京都ほほえみプラン」に基づき、障がいの有無に関わらず共生できる社会を目指した障がい者施策のさらなる推進を図ること。特に、就労支援については「京都市障害者就労支援推進会議」を核とし、受入れ企業の拡大と長期就労に向けた定着支援を強力に進めること。
90. 「京都市高次脳機能障害者支援センター」については、専門相談窓口として高次脳機能障がい者支援と障がいのある市民が地域で快適に生活できる環境づくりの拠点としての取組を推進すること。
91. 京都府から権限移譲される難病医療費助成の事務を円滑に進め、難病患者に対する支援をきめ細かく推進すること。また、指定難病となっていない難病並びに疾病を持つ患者に対しては、保健福祉センターが相談窓口となり、丁寧に寄り添う相談支援に取り組むこと。
92. 自殺防止対策については、相談機能の充実や、ゲートキーパー研修を市民へ拡大するなど、自殺防止の啓発活動にも積極的に取り組むこと。
93. ひきこもり支援については、「保健福祉センター」と「ひきこもり地域支援センター」の連携強化を図り、若者世代と同時に 40 歳以上の世代の方々の対策を充実強化するとともに、家族に対してきめ細やかな支援に努めること。
94. 国民健康保険の都道府県単位化については、円滑実施に向け十分な周知を行うなど、市民理解が得られるよう丁寧に取り組むこと。

95. 「健康長寿のまち・京都」の取組については、全市的な運動として展開されているが、市民の健康寿命の延伸に向け、いきいき健康ポイントの充実を図るなど、市民が主体となった取組を引き続き推進すること。

重点項目

96. がん検診事業については、保険医療システムを活用した受診勧奨の効果を検証し、更なる受診率向上につながる取組を推進すること。
97. 受動喫煙防止については、「たばこ対策行動指針」に基づき、国の取組を見据えながら、市民の健康を第一に考えた取組を進めること。
98. 無形文化遺産である「京の食文化」を子どもたちに伝えるため、日本料理アカデミーとの共同での食育授業の研究等の充実に努めるとともに、「食育指導員」のさらなる活用で、子どもたちの健全な成長を育む食育の推進を図ること。

重点項目

99. 平成 29 年度見直し予定の京都市口腔保健推進行動指針（歯ッピー・スマイル京都）に基づき、関係機関と協議し、歯周病や口腔がん対策など歯科口腔保健施策の充実を図ること。あわせて、計画の実効性を確保するための条例についても検討すること。
100. 高齢者の再就職・社会参加を一層推進するとともに、特に団塊の世代の知識や経験を生かし、地域の支え手の養成に積極的に取り組むことにより、活動寿命を伸ばし、生涯現役社会への環境づくりを推進していくこと。
101. ひとり暮らし高齢者世帯への訪問活動については、これまで得られたひとり暮らし高齢者の実態を分析・評価し、地域ケア会議等において、必要なサービスの把握・対応等について検討するとともに、地域の関係機関との連携をより一層深め、地域全体で高齢者を見守るネットワーク構築を図っていくこと。

重点項目

102. 認知症対策については、国において策定された国家戦略に基づき、早期診断と患者・家族への支援などに取り組むとともに、認知症徘徊高齢者の対応に係る取組を充実させるなど、認知症総合支援事業を強力に推進すること。また、若年性認知症に対する取組を充実させること。

103. 「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」においては、「高齢者支え合い活動創出事業」や「地域支え合い活動創出コーディネーター」の活動をしっかりと検証し、要支援者に寄り添うサービスとなるよう、シルバー人材センター等も活用するなど、多様なサービスを総合的に提供できる仕組みを構築すること。
104. 地域における医療・介護・福祉の連携強化に向けた「地域包括ケアシステム」の構築を一層推進すること。また、そのためにも介護従事者の処遇改善を着実に推進すること。
105. 高齢者虐待については、地域包括支援センター、福祉事務所などを中心に、保健・医療・福祉等の関係機関が連携・協力した取組を進めるとともに、養護者への支援強化を図ること。また、市民に対する啓発活動を多角的に実施すること。
106. 成年後見制度の新たな計画については、「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議」に参画する団体をはじめ、幅広い関係団体等の知見や意見を十分に活かして作成し、計画に基づく取組を着実に実行すること。

重点項目

107. 敬老乗車証制度については、市民意見を十分に踏まえ、持続可能な制度の構築に向け多角的に検討すること。それにあたっては、低所得者への配慮とともに、地域による不公平感を軽減できるよう民営バスの適用範囲の拡大等に十分留意すること。
108. 東京オリンピック・パラリンピック、関西ワールドマスタースゲームズの安心安全な開催のためにも、感染症対策については、国・府と連携を強化し、医療衛生センターでの対応や移送に係る実地訓練など、本市の果たすべき役割への備えを十分に行うこと。
109. 市民や観光客の健康の保護を図ることを目的とした「京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例」に基づき、具体的で実効性のある取組が行われるよう、家庭・地域、関連する諸団体、機関との連携を図り、安心安全な食材の確保と食の提供に努めること。
110. 動物愛護事業については、「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け「動物愛ランド・京都」を中心に、府・市のみならず、ボランティア等が相互に連携する幅広い協働体制により、総合的な取組を円滑に推進していくこと。また、殺処分ゼロに向けたまちねこ事業をさらに進めること。

重点項目

111. 「民泊」については、違法民泊根絶に向けた取組を強力に推進するとともに、旅館業法によるものと住宅宿泊事業法によるものとを問わず、地域と調和したものになるよう、他局及び関係機関と連携し取り組むこと。また、施設の指導、許可等を担う組織体制の強化を図ること。

子ども若者はぐくみ局

重点項目

112. ニートやひきこもり、不登校などの困難に直面している子ども・若者たちを総合的に支援するため、「京都市子ども・若者支援地域協議会」が主軸となり、困難を抱える子ども・若者の施策に横断的に対応するとともに、NPO等の関係機関と積極的に連携し、本人支援、家族支援にきめ細かく取り組んでいくこと。

重点項目

113. 子育てに関する相談をワンストップで受け付け、適切なサービスを案内する「子育て支援コンシェルジュ」の育成強化を図ることにより、さらに質の高いサービスを提供すること。また、地域と行政が一体となって取り組む事業を通じて「はぐくみ文化」の発信を推進すること。
114. 産後ケア対策「スマイルママ・ホッと事業」の取組を進めるため、これまでの妊産婦支援と融合させて、適切に支援できる仕組みを整えたとともに、引き続き、事業の広報、周知徹底を図ること。
115. 子育て支援情報発信の充実を図るための「京都市はぐくみアプリ」が、子育て中の保護者の日常生活に役立つものとなるよう、使いやすさと利便性の向上に努めること。
116. 「京都市未来こどもはぐくみプラン」における「子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しを踏まえ、今後とも、真の待機児童ゼロ、質の高い保育サービスの提供、女性の活躍を後押しする子育て支援策の充実を図ること。保育士・児童館職員等の待遇改善に取り組むこと。
117. 子ども医療費支給制度については、入院、通院ともに中学3年生まで無料化ができるよう京都府とも連携し、より一層の拡充を図ること。
118. 自閉症・発達障がい児（者）の支援については、発達障害者支援法改正の趣旨を踏まえ、発達障害者支援センターを中心に、支援連携協議会との有機的な連携を図り、乳幼児期から成人期までを通した総合的支援に取り組むこと。また、待機者の解消については、早期の療育につなげるよう、体制整備を図ること。

重点項目

119. 児童虐待対策については、児童相談所・第二児童福祉センター・こどもみらい館を拠点とした京都子どもネットワークや要保護児童対策地域協議会において、一層の情報交換と具体的対策を講じること。
- ① 地域コミュニティの促進をはじめ、各種団体・関係機関と連携を図り、児童虐待の未然防止及び早期発見に努めること。
 - ② 虐待を受けた子どもに対するメンタルケア、自立支援、家族間の修復支援、家庭的擁護の推進、親教育の充実、孤立化の予防など、各種施策の充実に努めること。
 - ③ 「児童虐待を絶対に許さない」という機運の醸成に向けて、「児童虐待防止条例（仮称）」を早期に制定すること。

重点項目

120. 子どもや若者に関わる地域団体やNPO、ボランティア等とも連携・協働して、「子どもの貧困対策」を推進すること。いわゆる「子ども食堂」や「学習支援」をはじめ、地域で実施されている子どもや若者の居場所づくりを支援すること。
121. 「放課後まなび教室」については、児童館事業との整合等、実効性ある取組を進めること。また、担い手となる職員等の処遇改善等、支援内容の充実に努めること。さらに、小・中学校における土曜学習のさらなる充実に努めること。

都市計画局

重点項目

122. 空き家対策については、「京都市空き家の活用、適正管理等に関する条例」及び「京都市空き家等対策計画」に基づき、空き家の利活用と適正管理に関して具体的施策を講じるとともに、民間の力を活用し実効性ある取組を行うこと。

重点項目

123. 京町家については、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」に基づく計画を策定し、あらゆる主体が京町家の保全・再生・活用を促進していく仕組みをさらに構築していくこと。

重点項目

124. 南部高度集積地区（らくなん進都）については、京都市成長産業創造センターを活用した産学公連携による積極的な産業振興を図るとともに、新たな産業用地の創出に向けた調査を踏まえ、「企業立地促進助成制度」、「企業立地促進のための土地所有者奨励金制度」を積極的に活用し、強力で推進すること。
125. 京都の歴史的景観の保全については、市民や事業者等の意見を踏まえ景観規制の充実を図るとともに、有効な支援策を構築すること。同時に夜間景観に関し指針を策定するなど政策を具体的に推進すること。
126. 建築物の耐震化に当たっては、京都市建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅、市有建築物、特定建築物など区分に応じた体制整備の下、各局が連携してさらなる推進を図ること。また、木造住宅の耐震化が一層進むよう、利便性の向上を図るとともに、関係団体との積極的な連携の下で、引き続き普及啓発に取り組むこと。
127. 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進に当たっては、「京都のまちの活力を高める公共交通検討会議」において検討された内容を政策に盛り込むとともに、ICT技術の発展を踏まえ、中長期的な展望を持って、「京都未来交通イノベーション研究機構」での研究を活かした取組を全庁挙げて推進すること。
128. 長寿社会を踏まえ、高齢者や障がい者など、移動に困難を来す市民ニーズに対して、交通不便地域対策や生活路線の確保等を含む公共交通対策を各局連携の下、推進すること。

重点項目

129. 「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想に基づく駅のバリアフリー化整備が進められているが、西大路駅をはじめとする重点整備地区内の駅のバリアフリー化整備を着実に進めること。また、全国的にホームにおける視覚障害者の転落事故が発生している状況を踏まえ、転落防止対策を鉄道事業者及び関係機関と連携し、積極的に推進すること。
130. 「パーク・アンド・ライド」事業の推進・充実については、事業用地の確保、見直しを行い、より拡大策を展開すること。また、ソフト面では広報戦略強化や他県からの観光客への多様な誘導策を一層充実し、駐車場検索アプリの開発など、実効力ある推進を進めること。
131. 建物の経年劣化、居室の賃貸化などマンション管理運営に支障が生じやすい高経年マンションについては、良好な居住環境保全及び防災の視点からも、現状の課題解決に向けた具体策に取り組むこと。
132. 高齢者などの居住支援については、京都市すこやか住宅ネットによる取組を充実させるとともに、団体を保証人とする新たな保証制度の導入など、より効果的な制度を構築すること。
133. 市営住宅の整備については、「京都市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、着実に事業を推進し団地再生を図ること。特に高齢社会を見据えたユニバーサルデザインの観点から、高齢居住者対応型の住居改善施策やエレベーター設置事業の促進、住み替え制度等の充実を図ること。

重点項目

134. 公営住宅の空き家整備を迅速かつ積極的に推進し、公募戸数の確保に努めた上で、単身者戸数の拡大と公募回数の改善にさらに取り組むこと。また、子育て世帯向けにリノベーションした市営住宅の戸数を増やすなど、公営住宅の活性化を図ること。

建設局

重点項目

135. 防災・減災の視点に立ち、市民の命と財産を守るため、これまで整備してきた道路や橋梁、公園などの社会インフラについては、公共施設マネジメント基本計画に基づき、長寿命化に取り組むとともに、適切な維持管理を積極的に推進すること。
136. 地震・水害等発生時に緊急避難道路や輸送道路となる、幹線道路及び河川沿岸道路の路面下空洞調査の結果に基づき、今後も引き続き計画的に調査を継続し陥没事故の未然防止に努めること。また、生活道路への調査については、先進地の事例も参考に検討し、市民の安心安全を図ること。

重点項目

137. 通学路及び細街路を含む生活道路の維持補修については、「みつけ隊」を活用し、市民協働・共汗型の仕組みを積極的に運用するとともに、さらに予算を増額し、市民の安心安全をしっかりと守ること。
138. 私道整備助成制度については、必要とされる地域には柔軟かつ迅速に運用するため予算を確保すること。
139. 重要幹線道路の整備については、国に予算措置を求め、道路整備事業を計画的に進めること。
140. 都心部における渋滞を緩和するとともに、京都高速道路のさらなる利便性向上を図るため、「将来道路ネットワーク研究会」の意見を踏まえ、取組を進めること。
141. 50cc以上のオートバイの駐車場の整備について市民、事業者、警察などの関係機関と連携を図ること。特に既存の公共駐車場の自動車から自動二輪車への転用を図り、駐車場整備に取り組むこと。
142. 「京都市自転車走行環境ガイドライン」に基づき、歩行者の安全の観点から車道における自転車レーンの整備を促進すること。また、警察と連携を進めて実効性ある違法駐車対策を講ずること。

重点項目

143. 自転車の安全対策については、世代に応じた実効性ある啓発活動に努め、地域と一体となった利用マナー・ルールの周知徹底を強化すること。また、機械式地下駐輪場の整備や都市型レンタサイクルの導入をはじめとする自転車利用環境を拡充するなど、「京都・新自転車計画」を着実に推進すること。さらに、京都市自転車安心安全条例に基づく保険加入の義務化については、市民の十分な理解を得て加入が促進されるよう取り組むこと。

重点項目

144. 近年、頻発する台風や大雨被害を踏まえ、各局と連携を図り「雨に強いまちづくり推進行動計画」に基づいた取組を着実に推進すること。また、河川のしゅんせつ、整備など浸水対策及び土砂災害対策については国、府と緊密な連携を図り市民の安心安全対策に取り組むこと。
145. 「京都市緑の基本計画」及び「市街地緑化のあり方」方針に基づき、まちなかの緑化に努めること。また、公園の整備については、用地の確保や緑地の保全、除草対策に努めるとともに、既存の公園についても、健康遊具の設置やボール遊びのできる公園など、高齢者から子育て世代までが使いやすい公園への質の向上に努めること。
146. ヒートアイランド対策として、引き続き、①屋上・壁面緑化事業の充実、②道路舗装における排水性・透水性舗装を進めること。
147. 市民や観光客にとって、公園内の多くの公衆トイレが和式であることは利用する際に大きな障壁となっている。また、清掃などの維持管理も十分とはいえない。導入が決定した宿泊税を財源に、観光地周辺のトイレの利用環境の向上に取り組むこと。

消 防 局

148. 消防ヘリ、小型水槽車、消防バイクなど地域や災害特性を踏まえた消防車両や装備の充実に努めること。また、訓練や体制の充実を図り、災害に速やかに対応できる体制を整えること。
149. 消防及び救急の緊急車両については、ドライブレコーダー設置を着実に取り組むこと。
150. 放火による火災を減少させるために、市民が防火対策に取り組むことを定めた「京都市火災予防条例」の改正内容について、市民周知に努めるとともに、文化市民局や建設局とも連携を図り、市民が地域で行う取組への支援を強化すること。
151. 住宅用火災警報器の未設置世帯への指導や維持、管理の指導に努めること。特に、法改正から 10 年が経過するため警報器の交換の必要性も市民周知に努めること。

重点項目

152. 救急搬送が増加の一途をたどっている中、救急車の適正な利用がなされるよう、市民が相談できる、「救急安心センター事業（# 7119）」の導入に向け、検討を行うこと。
153. 救急救命士の養成や、既に資格を取得し現場で活動している職員の再教育の実施など、一層の救急体制の充実を図ること。高度救急救護車の運用をはじめ医療機関と連携した救急活動を強化すること。
154. いざというときのために、心肺蘇生法や AED の使用方法など、普通救命講習会の充実と市民参加の拡充を図ること。

重点項目

155. 年代に応じた防災指導カリキュラムの本格実施に向けて幼少期からの防災教育に着実に取り組むこと。
156. 自主防災会の円滑な運営を図るため、地域の自主防災活動に対しきめ細かな支援を行うこと。
157. 残る消防団施設の耐震化について、着実に進めること。

158. 「消防団 100 人委員会 U-35」の中核である消防団充実強化チームの活動を、全面的にサポートし若者や女性を含め、地域各方面からの消防団員確保に取り組むこと。あわせて、大学及び学生に学生消防団活動認証制度を周知することで、企業、団体に対し学生消防団員の就職活動において積極的な評価を頂けるよう、あらゆる機会を活用し働きかけること。
159. 市民防災センターにおいて地震、豪雨などの疑似体験を通じて、多くの市民の防災意識や行動力の向上に努めること。

交 通 局

重点項目

160. 平成 28 年度からの「京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針」を踏まえ、地下鉄経営健全化団体からの 30 年度脱却を図ること。また、市バス事業の黒字を活用し、市バス・地下鉄両事業がともに支え合い安定した経営基盤を確立するためのスキームを確立すること。

重点項目

161. 平成 31 年度までに「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人」の新目標を達成するため、「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人推進本部」を中心に、民間と行政の共汗の取組を進めること。
162. 次期「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン」の策定においては、「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会」の十分な議論を踏まえ、経営健全化とともに文化首都京都のまちづくりの視点も重視したビジョンとすること。
163. 市バスの乗車環境改善に向けた具体策を推進すること。
- ① 市バス・京都バス一日乗車券カード等の新価格の実施においては、価格の適正化と市バスの混雑緩和という当初の目的が達成されるように、乗客の動向を十分に注視すること。
 - ② 市バスの前乗り後降り方式の実施については、実証実験の結果を踏まえ、課題の解決等に向け具体的な取組を進めること。
164. 「仕事と子育て両立支援プラン」の計画的事業推進とともに、交通局における女性の活躍の場の提供と、女性の幹部登用を積極的に図ること。

重点項目

165. 公営交通事業の安全運行対策を一層推進するため、ドライブレコーダーの活用をはじめ市バス運転手への安全研修の充実や、「運輸安全マネジメント」の取組等を強化すること。管理受委託先の安全管理体制については、毎月開催される「全市バス安全運行推進会議」を軸に、「市バス事故ゼロ」に向けて京都市が責任を持って指導監督すること。

166. バス待ち環境の改善をより一層進めること。
- ① 上屋付きバス停留所については広告付きにこだわることなく設置を検討していくこと。
 - ② 狭あい歩道等のため規定ベンチが設置できない市内周辺部においては、ベンチ座面幅の狭いタイプの椅子の設置など、歩道を所管する建設局をはじめ京都市総体として積極的に取り組むこと。
 - ③ コンビニエンスストアとの連携も含め、バスの駅設置拡充に向けて積極的に取り組むこと。
167. 市バスにおける運賃体系については、均一運賃区間のさらなる拡大とともに、乗継割引の改善に努めること。
168. 市バス・地下鉄における I C 定期券及び I C カードによる乗継割引については、地下鉄と相互乗り入れしている事業者以外との連絡定期等の拡大などさらなる I C カードサービス拡充に努めること。さらに早期の 1 円単位運賃化に向け、関西内の交通事業者との協議連携を図ること。
169. 駅ナカビジネスにおいては、「K o t o c h i k a (コトチカ) 北大路」の開業を踏まえ、平成 30 年度年間収入 10 億円の達成に向け既存店舗等の収益向上に積極的に取り組むこと。

重点項目

170. 烏丸線における可動式ホーム柵の設置については、新車両整備計画策定に着手していくとともに、補助制度の抜本的な拡充と安全かつ低コストで整備可能なホーム柵の技術開発の促進を引き続き国に強く求めていくこと。
171. 地下鉄駅周辺での増客に寄与する開発並びにイベント等の駅別戦略のさらなる推進を図ること。特に東部クリーンセンター跡地活用の検討については局間連携を強力に進め乗客増を図ること。
172. 地下鉄設備の更新経費の節減については、安全運行の維持に最大限配慮しつつ、防災・減災の視点も加味しながら計画的かつ効率的に取り組むこと。

重点項目

173. 東京オリンピック・パラリンピック開催による入浴客の増加も見据え、多言語による案内や職員の接遇向上の取組を推進するなど、誰もが利用しやすい市バス・地下鉄に向け戦略的に取り組むこと。特に混雑解消策や車内マナー啓発などを強力に進めること。
174. 情報媒体やコンテンツ産業等との連携も図るなど新たな広告媒体の開発を検討し、地下鉄及びバス事業における広告収入増の対策を強化すること。また、広告付きバス停留所の設置については、今後も引き続き積極的に進めること。
175. 市内の高校生をはじめ青少年の意見も積極的に取り入れられる仕組みをつくり、より利用したくなる市バス・地下鉄とすること。

上下水道局

重点項目

176. 今後の水道事業及び公共下水道事業の課題と事業の在り方を見据えて策定される、新たな経営ビジョン（2018ー2027）及びそれに基づく実施計画を着実に推進するとともに、50年後、100年後を見据えた経営を行い、将来にわたって“京の水“を支え続けること。
177. 人口減少による水道事業の課題を市民に理解していただくため、多様な媒体を活用し戦略的な広報の確立に努めること。
178. 水道水と地下水を混合して利用する「地下水利用専用水道」の使用者と一般の水道使用者との負担の公平性を図ることを目的として導入された「水道施設維持負担金制度」については負担金の対象となる事業者に対して制度の趣旨や必要性を丁寧に説明し、円滑に制度を実施すること。

重点項目

179. 今後の老朽配水管の更新は上下水道事業の大きな課題である。財源の確保に当たっては、市民が負担する水道料金のみではなく、財政支援を国に対して強く要望すること。
180. 道路部分の鉛製給水管の取り換えは29年度末で完了するが、宅地部分の鉛製給水管の解消に向けて、助成制度の利用を一層促進すること。
181. 有収率向上に資する、漏水箇所発見のための人材育成、技術の継承並びに新しい技術の導入を図ること。
182. 災害時の飲料水確保のために、10年間保存可能な「京のかがやき 疏水物語」の家庭・事業所等での活用への普及啓発を図ること。
183. 近年多発する大雨災害に備え、雨水幹線の整備をはじめとした浸水対策を計画的に進めること。過去に浸水があった地域については側溝や雨水ますの増設を行い下水道への取込み能力の向上を図るなど、きめ細やかな対応を行うこと。

184. 総合的な雨水流出抑制の観点から雨水貯留施設については、グラウンドや公園などの公共施設への設置を進めること。雨水浸透ますについては民間開発行為に対する設置指導と併せ、助成金制度のPRに努め、制度の利用拡大を進めること。
185. 下水道事業の高度処理施設整備を推進し、高度処理人口普及率の着実な向上を図ること。また、貯留幹線の整備をはじめとした改善対策を実施し、合流式下水道改善率の向上に努めること。
186. 統合した地域水道事業及び特定環境保全公共下水道事業については、地域の住民が安心して水道・公共下水道を使用できるよう、施設の維持管理や災害・事故への対応など、統合によるメリットを実感いただける上下水道サービスの提供に努めること。
187. 下水道施設を有効に活用し、消化ガス利用や固形燃料化事業など、エネルギー・環境事業を積極的に進めること。
188. 災害に強い施設整備や体制の強化をはかるために、市内北部エリアの拠点である「太秦庁舎」とともに、南部エリアを所管する事業・防災拠点の早期の整備推進により、機動的な危機管理体制を構築すること。
189. 長期的な視点に立ち、大規模更新に備えた資金確保に加え、保有資産の有効活用等による収入源の確保・創出を進め、財務体質を強化すること。

教育委員会

重点項目

190. 「子ども若者はぐくみ局」の創設を契機として、真に子どもと若者のためになるよう、就学前施設と小学校の連携を推進すること。
191. 教職員の資質と指導力の向上については、教育特措法に基づく新たな育成方針を策定するとともに、大学との連携を強化すること。学校現場においては、管理職が教職員との面談等を通じて、きめ細かな指導・助言を徹底する中で研修体制の充実とコンプライアンスの強化を図ること。

重点項目

192. 「教員の働き方改革」に具体的に取り組み、教職員が子どもたちと十分に向き合う時間を確保するために、「校務支援システム」の充実を図り、事務負担軽減や報告事項の在り方の検討を行うこと。専門職員や専門スタッフ等が、学校運営と教育活動により参画する「チーム学校」の実現を視野に入れ、国と連携し学校及び教職員の適正業務の環境整備を進めること。
193. 全小学校での設置が完了した「学校運営協議会」の全中学校での設置を早期に進めるとともに、小中連携を進める中で、児童・生徒のための学校運営協議会としての充実にさらに努めること。また、開かれた学校づくり・地域ぐるみの教育の一層の充実を図ること。

重点項目

194. 「子ども等の貧困対策実施計画」の策定を踏まえ、経済的理由などで教育を受ける機会が損なわれることのないよう、全ての子どもに基礎学力の定着と学習習慣の確立を図るための学習支援体制「未来スタディ・サポート教室事業」等の質の向上を図ること。また、就学援助制度の充実や保護者負担の軽減に向けた施策を検討すること。
195. 発達障がいをはじめ障がいのある児童・生徒への学習支援及び生活介助等を行う「総合育成支援員」を一層拡充するとともに、教員との連携を図り、よりきめ細かな教育を引き続き推進すること。
196. 障害者差別解消法の施行を踏まえ、ユニバーサルデザインの理念を学校教育・授業に取り入れた「学びのユニバーサルデザイン化」を進め、全ての子どもにとって分かりやすい授業の実践に努めること。

197. 総合支援学校高等部の就労支援については、生徒個々のニーズに応じた進路の開拓とともに、就職後の支援にも他局と連携して継続的に取り組むこと。
198. 文化庁を有することになる都市として、子どもたちの文化・芸術のチカラが一層向上できるよう、本物の文化・芸術に触れる多様な機会の提供に努めるとともに、人間性を育む「書写教育」に積極的に取り組むこと。
199. 子どもが読書に親しむ環境づくりについては、次期「京都市子ども読書活動推進計画」策定にあたり、学校図書館の充実に向け、家庭、地域、民間団体と連携して子供たちを取り巻く読書環境の整備に努めること。
200. 児童・生徒が、職業体験やボランティア体験等を通し、人のつながりや絆を大切にす
る人生観や社会性を育む福祉教育やキャリア教育等を一層推進すること。また、選挙
権の18歳以上への引下げを踏まえ、「政治的教養を育むための教育」の一層の推進や
保険など生活設計の仕組みの学習推進など、「生き方探究教育」の充実に努めること。
201. 平成29年度以降全国展開が目指される「がん教育」の推進に関する国の動向を踏まえ、
がん教育を推進するための協議会の設置等、がんに関する正しい理解を深め将来的な
がん検診につながり、自身の健康に向き合う「がん教育」を積極的に進めること。ま
た、現在進められている京都府の「がん教育推進プロジェクト」を活用し、各学校へ
のがん教育出前講座を積極的に実施すること。

重点項目

202. 小学校で平成32年度から、中学校で33年度から全面实施される新学習指導要領を見
据え、アクティブラーニングの視点からの本市の特性を活かした指導法の研究を進め
るとともに、小学校5・6年生での英語の教科化や「プログラミング教育」など時代の
進化に合わせた取組を充実させること。
203. 道徳教育については、小・中学校での教科化実施にあたり、これまでの本市の取組を
踏まえ、児童生徒の豊かな心の育成に資するものとなるよう取り組むこと。
204. スマートフォンの急激な普及から、Facebook、Twitter、LINEなどSNSによる、児
童生徒の悲惨な事件を防止するため、ソーシャルメディアの利用に潜む危険性から子
どもを守る「ネットリテラシー教育」を一層推進すること。

205. 危険ドラッグなど多様化する薬物のまん延から子どもたちを守るため、保護者・地域・関係機関をはじめ京都府警と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する教育の徹底、指導の充実を一層図ること。

重点項目

206. いじめ根絶に向けた取組については、「京都市いじめの防止等に関する条例」の下、「いじめの防止等取組指針」に基づき、学校、教育機関、児童相談所、法務局、警察その他の関係機関で構成する「子どもの豊かな心と規範意識を育む関係者会議」において、情報の共有を図り、いじめ防止に強力に取り組むこと。
207. スクールカウンセラーの拡充、人材確保を図り、スクールソーシャルワーカーの配置を積極的に行うとともに、クラスマネジメントシートの活用により実態把握に努め、暴力行為の発生防止や生命の尊厳を学ぶ「いのちの教育」の取組の充実に努めること。
208. 国の部活動指導業務に係る手当の拡充の動向も踏まえ、「外部コーチ派遣事業」や「部活動推進員」制度の在り方を学校現場の実情に即したものに改善するとともに、休日の確保等、心身両面に配慮した部活動となるよう取り組むこと。
209. 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催の動向を踏まえ、子どもたちの競技力向上につながる取組やスポーツの素晴らしさに触れる取組を推進すること。

重点項目

210. 学校給食において和食を積極的に取入れ、地産地消、京の伝統文化の実践的学びの機会を図るとともに食育の充実に努めること。また、11校で試行導入しているスチームコンベクションオーブンの全校整備を計画的に推進すること。
211. 通学路の安全確保に向けた取組については、引き続き見守り活動や交通安全指導の充実、必要に応じての通学路の変更や、登校時間帯の「ゾーン20」や「通行規制」の導入等、京都府警との調整と、地域の意見を十分に踏まえた実効性ある取組を、教育委員会が主導して進めること。
212. 東日本大震災を踏まえ、教育現場において「防災教育スタンダード」や国の委託を受けた「実践的防災教育総合支援事業」などを積極的に活用し、実効性ある防災教育をさらに推進すること。

213. 環境に配慮した学校施設の長寿命化事業については、災害時の地域の避難所となる小中学校の体育館などの防災機能の強化等を一層進めること。
214. 図書館事業については、市民が読書に親しむ環境づくりに努めるとともに、居場所となりうる魅力ある図書館づくりのリニューアルも含めたモデル事業を検討すること。
215. 不登校については、問題行動ではないという前提に立って、教育機会確保法の趣旨を踏まえ、早期対応と未然予防、子どもたちの多様な学びの場づくり、あわせて、子どもたちが一定休養するということが大事であるという視点も盛り込み、家庭と連携した適切な支援を行うこと。
216. 学校施設整備におけるトイレの洋式化については、避難所機能のある体育館や地域の方々が利用される施設の近くのトイレの洋式化も含めて計画的に整備していくこと。また、安心でおいしい水を提供できる直結直圧方式による水道施設を、上下水道局と連携して計画的に整備していくこと。
217. 「京都市自転車安心安全条例」に基づき、学校教育における自転車安全教育を拡充すること。小学校で実施の安全教室に加えて、中学校のカリキュラムに必ず組み込み、全ての生徒が受講する仕組みを構築すること。

選挙管理委員会事務局

218. 選挙権年齢の引下げに伴い、教育委員会と連携しながら、新有権者をはじめ、若年層を意識した選挙啓発の充実を図ること。

公明党京都市会議員団

青 野 仁 志 (中京区)

かわしま 優子 (伏見区)

国 本 友 利 (左京区)

久 保 勝 信 (山科区)

曾 我 修 (伏見区)

大 道 義 知 (南 区)

西 山 信 昌 (下京区)

ひおき 文 章 (北 区)

平 山 よしかず (西京区)

湯 浅 光 彦 (右京区)

吉 田 孝 雄 (伏見区)

公明党京都市会議員団

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

TEL 075(222)3732 / FAX 075(212)3608

Eメール komei@lime.ocn.ne.jp